



いつも、あなたのそばに。
always by your side



Legal Support Press

【リーガルサポートプレス】リーガルサポートは全国の司法書士が構成する団体です

2025年3月
Vol.30



特別寄稿

成年後見制度の改正に関する課題 上山 泰 新潟大学法学部教授

共生社会の実現に向けて、
リーガルサポートに期待すること 花俣 ふみ代 (公社) 認知症の人と家族の会
副代表理事

成年後見制度制定
リーガルサポート設立 25周年記念



公益社団法人
成年後見センター・リーガルサポート

設立25周年にあたり



たか はし たか ゆき
(公社)成年後見センター・リーガルサポート理事長 **高橋 隆晋**

略歴

2002年 司法書士登録(愛媛県司法書士会)
2021年 (公社)成年後見センター・リーガルサポート 理事長

皆様には、いつもリーガルサポートプレスをご覧くださいありがとうございます。

私どもリーガルサポートは、令和6(2024)年12月22日に設立25周年の節目を迎えました。設立当初3,033名の司法書士会員でスタートしたリーガルサポートは、8,816名(令和7年1月22日現在)の会員を擁する世界で最も大きな成年後見分野の専門職団体へと成長し、歩みを進めてまいりました。

私も平成14(2002)年に入会し、地元愛媛県四国中央市で後見活動を開始しました。現行制度が施行されて2年余りが経過した時期で、成年後見制度のみならず、リーガルサポートの存在や、そもそも司法書士が後見活動に携わっていること自体を知ってもらうことに大きな労力を要する頃でありました。

以来、四半世紀を経た現在、リーガルサポートは、市民をはじめ全国各地の行政、福祉、医療など各分野の多くの皆様方にご認知いただき、その方々と連携して、日々成年後見制度を通じた高齢者、障害者等の権利擁護に従事するに至っております。これも、ひとえに関係機関の皆様のご支援とご協力の賜物と厚く御礼を申し上げる次第です。



成年後見制度は、今、大きな変革の時を迎えています。令和7(2025)年、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画は5カ年計画の後半に突入し、法制審議会民法(成年後見等関係)部会における制度の見直しも中間試案が示されパブリックコメントに付されるなど、制度の運用及び見直しの両面から大きな動きが見込まれる年です。

このような状況下、現行制度の普及促進及び適正な運用に寄与してきたリーガルサポートは、改めて私たちの使命を自覚し、よりよい成年後見制度とそれを通じた地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進に地域の皆様とともに取り組んでまいります。

また、令和7年4月1日から未成年後見を公益事業として開始し、未成年後見制度が適切に利用され、未成年者の権利の擁護が図られるよう取り組んでまいります。これに先立ち、令和6年12月6日に25周年記念事業の一環として開催したシンポジウム(テーマ「未成年後見制度のこれから」)では、定数(950名)に達する参加申込をいただくなど大きな反響を呼びました。

こうした期待を背に私どもリーガルサポートは、高齢者、障害者、そして未成年者の権利擁護の一翼を担う後見分野の総合センターとして、地域に暮らす人々のニーズに応え寄り添っていける法人を目指し、歩み続けていく所存です。

皆様方におかれては、引き続き、リーガルサポートの活動にご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

— Special Contribution 1 —

成年後見制度の改正に関する課題

かみ やま やすし
新潟大学法学部教授 **上山 泰**

略歴

佐賀大学助教授、筑波大学法科大学院教授を経て2013年から現職

著作物

『専門職後見人と身上監護(第3版)』(株式会社民事法研究会 2015年)等

現在の公職等

成年後見制度利用促進専門家会議委員
法制審議会民法(成年後見等関係)部会委員

1 はじめに

現在、第二期成年後見制度利用促進基本計画(以下、第二期計画)の実施の一環として、民法等の見直しに向けた検討と、この見直しに合わせた総合的な権利擁護支援策の充実に向けた議論が進められています。

前者については、令和6(2024)年4月に設置された法制審議会民法(成年後見等関係)部会において、民法、任意後見契約法、家事事件手続法等の民事法制に関する法改正が検討されています。後者については、令和6年6月に始まった地域共生社会の在り方検討会議において社会福祉法制の改革等が検討されています。この会議の対象は、地域共生社会の実現に向けた課題全般に及び非常に幅広いものですが、その主要テーマの1つとして、「成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実」が挙げられており、「司法と福祉の新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方」や「中核機関に求められる役割及びその位置付け」等が議論されています。ここでの成果は社会保障審議会に引き継がれ、社会福祉法等の具体的な改正作業

が進められる見込みです。

国は、この民事法制と社会福祉法制に対する同時進行の法改正作業を通じて、民法を中心とする私法の領域と社会福祉の領域とを一体的に改革することで、意思決定支援の考え方に基づく権利擁護に関わる包括的な支援体制を日本社会の中に構築しようとしているわけです。第二期計画の完成年度が令和8(2026)年度ですので、このまま議論が順調に進めば、令和8年度中には関連する法改正が成立する運びになりますが、本稿では、紙幅の都合上、成年後見制度の改正を中心に、現状を紹介しつつ、若干の私見を述べたいと思います。



2 2つの政策課題

(1) 民事法制と社会福祉法制の一体的改革

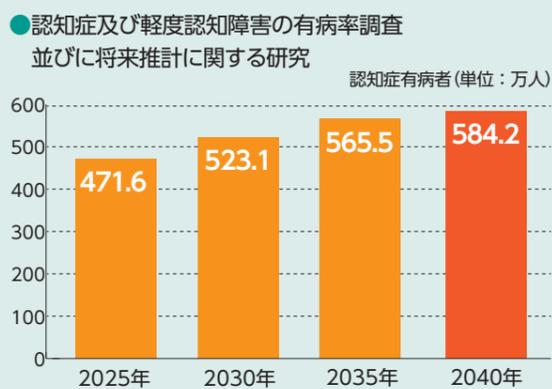
第二期計画は、現在の法定後見制度を「適切な時期に必要な範囲・期間で利用できる制度」へと転換することを求めています。これは、理念的に言えば「本人の自己決定権に対する必要最小限の介入を原則とすべき」ということですし、利用者側からの「終わらない後見」に対する批判を受けたものでもあり

成年後見制度の改正に関する課題

ます。仮にこの方向での法改正が実現した場合、新制度がカバーする支援の領域は現行制度よりもかなり限定されることとなります。しかし、法定後見による支援が不要なことと権利擁護支援が不要なことは、当然イコールではありません。本人の自己決定権を制約する代行決定型の法定後見を必要最小限に留める一方で、むしろ意思決定支援による判断能力の不十分な人たちの権利行使に対する支援は今よりも手厚いものにしていくことが望ましいでしょう。法定後見を小さくすることで空いた穴を埋めることはもちろんですが、こうした人たちが社会に積極的に参画していく後押しをできるような地域の支援体制づくりが重要な政策課題になるわけです。こうした視点からは、成年後見を規律する民法等の改正と社会福祉制度や地域福祉のしくみづくりを並行して一体的に進めることで両者の守備領域の整合性を図りつつ、隙間のない包括的な支援体制を整備することが重要な政策課題となります。

(2) 膨大なニーズへの対応

最新の将来推計によれば、認知症有病者の数は令和7(2025)年に471.6万人、令和22(2040)年には584.2万人に達する見込みです(「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」(九州大学二宮利治教授))。



これに対して、成年後見制度の利用は令和5(2023)年末の時点で任意後見を含めて25万件弱にすぎません。社会福祉上のしくみである日常生活自立支援事業の利用もここ数年5.6万件程度で横ばいの状況です。したがって、判断能力が不十分な人たちの財産管理支援に対する法的制度の供給は合算しても31万件に満たないわけです。認知症有病者に加え、成年の知的障害者や精神障害者にも一定のニーズがあることを考えれば、かなり大胆な施策を展開しなければ、潜在するニーズを十分にまかなうことは困難でしょう。加えて、同じように膨大なニーズが想定される医療同意等の身上保護に関する決定の在り方についても適正なルールを整備する必要があります。

3 法定後見制度の改正課題

(1) 制度の基本枠組み

法制審議会では、今のところ2つの方向性が有力です。1つが一元化論であり、現在の補助制度をベースにしたテラーメイド型の一元的なしくみに改正すべきという見解です。個々の事案ごとに、本人の支援のために具体的に必要な最小限の権限を支援者に与えればよいというわけです。もっとも、一元化論の構造上、現行の後見と保佐の対象者も同じ枠組みの中に入れることになるので、例外とはいえ、制度利用への本人の同意がない強制的契機を含む事案が生じざるを得ないことに留意する必要があります。

もう1つの考え方が2類型論(ないし2制度化論)です。この見解は、一元化論が想定する補助型のしくみを原則形態としつつ、「事理弁識能力を欠く常況にある者」(制度利用に対する本人の同意を取りえない者)を対象に、包括的代理権の付与の可能性も認める一定の定型な保護の枠組みを例外的な受け皿として残

そうとするものです。この見解の背後には、取引の相手方等に対する配慮があります。たとえば、民法98条の2との関係で、意思能力のない者に有効な意思表示を行うためには、支援者に意思表示の受動代理権があることが必要となります。また、意思能力のない状態が継続している者に代理人がいなければ、多くの取引相手が意思無能力による無効主張のリスクを避けるために、本人との契約を回避し、結果的に本人が市場社会から事実上排除されてしまうのではないかと懸念も示されています。ちなみに、私自身は2類型論の発想を共有しつつ、両類型とも事案ごとに必要最小限の代理権のみを付与する形が最も好ましいと考えています。ただし、仮に例外類型について何らかの形で定型的な枠組みを残すのであれば、「相手方の意思表示の受動代理権」や「本人の有する取消権、クーリングオフ権、無効主張に対する代理権」等の本人を市場社会に包摂するために必要最小限の基本代理権セットの付与を原則形態とした上で、個別の事案に応じて、特定の法律行為に関する代理権を必要最小限の範囲で追加的に付与する方向もありうるかなと考えています。

(2) 利用期間の制限

期間については2つの観点から必要最小限化を図る方向で検討されています。1つは、法定後見による支援の具体的な必要性がなくなった時点で、制度を終了させることです。もちろん、このためには、支援者の権限に対する具体的な必要性の有無を適切に判定できるしくみとしておくことが必要です。もう1つは有期制の導入です。制度開始の審判の時点で期間を設定した上で、必要があれば更新を認めるということです。これには、制度利用の具体的な必要性が既に消滅したにもかかわらず、終了の手続きがとられずに惰性で利用が続くことを防ぐ意味もあります。なお、このように比較的短期間での利用を原

則とするならば、再度の利用が必要になったときの
 手続コストの削減も課題になります。



(3) 意思決定支援の位置づけ等

意思決定支援の理念をどのような形で民法典の中に書き込むかについては、議論すべき課題が多く残されています。まず、端的に意思決定支援義務なるものを後見人の義務として明文化することの是非が問題となります。この際、意思決定支援は後見人の専売特許ではありませんので、後見人だけが意思決定支援の義務を負うかのような誤解を生じさせない配慮も必要でしょう。また、民法858条の本人意思尊重義務の内容を具体化することで、意思決定支援を実質的に担保しようとする見解も示されています。たとえば、本人の意思や意向の確認のプロセスを義務の形で明文化するという方向です。さらに、意思決定支援と法律行為の有効性との関係を整理することも重要な理論的課題といえます。

このほかにも、支援者の職務範囲の再整理、報酬制度の在り方、支援者の柔軟な交代を担保する規律の整備等が重要論点として意識されています。

4 任意後見制度の改正課題

任意後見については、極度の利用低迷の克服が最大の政策課題です。この対策としては、委任者の選択の余地を広げる形で、現行の要件の柔軟化を図り、利用のコストを下げることで検討されています。たとえば、「公正証書の作成を不要とする形態の容認」や、「任意後見監督人の選任を不要とする形態の容

— Special Contribution 1 —

成年後見制度の改正に関する課題

認」等が議論されています。もっとも、これらは現行制度の中核的な要素ですし、特に前者については法制審議会の議論は否定的です。

移行型の機能不全も実務上の大きな課題です。そこで、適切な移行を担保するために、「任意後見監督人選任に対する受任者への申立義務の付加」や「市町村長申立権の任意後見への拡張」等が検討されています。

このほかにも、「法定後見制度と任意後見制度の併存の容認」や「任意後見人への医療同意権等の付与の容認」等が議論の俎上に上っています。

もっとも、こうした法改正がすべて順調に実現したとしても、膨大な支援ニーズを十全に賄いきれるかは心もとないところが残ります。たとえば、2023年末の時点でイギリスの持続的代理権の登録件数は803万9,546件、ドイツの事前指示代理権の登録件数は610万3,765件に上っています。いずれも日本より人口が少ないことを考えると、日本の潜在的な需要は1,000万件近いとみても不思議はありません。しかし、任意後見契約の登記件数はいまだ十数万件程度にとどまっており、法改正の助力があっても数年で英独の域に達することは難しいように感じられます。



5 おわりに

本人の意思に基づかない過剰介入を避けつつ、膨大な支援ニーズを賄おうとするならば、既存の支援枠組みを超えた対応も議論の視野に入れる必要があります。日本と同じく任意後見の利用が芳しくないフランスでは、特定の親族に一定の法的権限を付与する親族授權の利用が進んでいるようですが、家族任せの福祉へのバックラッシュのリスクを考えると、わが国への導入には慎重にならざるを得ません。また、極度の少子高齢化が進む一方で、同性婚やパートナーシップ制度のような多様な法的家族形態を認めていないわが国では、支援者たりえる者が限られるため、そもそも、こうしたしくみの実効性にも疑問が残ります。

現実的な解決策の1つとしては、対象領域を厳格に絞るとともに、濫用のリスクをできる限り排除できる体制を整えることを条件とした上で、任意代理を活用していくことでしょうか。さしあたり、厚生労働省が取り組んでいる日常的金銭管理のモデル事業の社会福祉法上での法制化や、金融機関の代理人届に対する法的規制の導入等が検討に値するように思われます。いずれにしても、私たちは、きわめて限られた時間の中で、理想と現実を調和させた実践的な対策を考え出さなければいけない状況にあるといえます。

— Special Contribution 2 —

共生社会の実現に向けて、リーガルサポートに期待すること

～家族の会の活動と認知症への正しい理解を！～



はなまた ふみよ
(公社) 認知症の人と家族の会 副代表理事 花俣 ふみ代

略歴

1991年～2003年 姑の在宅看取り、実母の遠距離介護
2004年 (株)福祉の街ホームヘルパーとして実働を始め現在は顧問
2013年～(公社) 認知症の人と家族の会 本部副代表理事・埼玉県支部代表
2016年～2024年 厚生労働省 社会保障審議会・介護保険部会 委員
2016年～2018年 内閣府 成年後見制度利用促進委員会 委員

現在の公職等

2018年～ 厚生労働省 成年後見制度利用促進専門家会議 委員
2024年～ 法務省 法制審議会民法(成年後見等関係) 部会 委員
資格：介護福祉士・介護支援専門員

1 はじめに

まずは、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート設立25周年を心よりお喜び申し上げます。

併せて『リーガルサポートプレス第30号「25周年記念号」』への寄稿の機会を賜りましたことに感謝致します。

貴会設立の平成21(2009)年は、私にとっては姑の看取り後に家族の会の活動に参画した年で、今日に至るまで印象深い多くのことがありました。司法書士会の先生方との本格的な出会いは、平成28(2016)年9月23日、内閣府・成年後見制度利用促進委員会の第1回開催の時でした。忘れもしないこの日、その7か月前に社会保障審議会介護保険部会臨時委員に就任したばかりで、同日に委員会が重複

開催され、国レベルの委員会に不慣れなまま物々しい会議が始まり、お決まりの挨拶等に続き、事務局からの議事説明の後、委員長より「花俣さんは今日、所用があって退席されるということを知っていますので、ここで一言お願いします」と指名され、1分程度の意見を述べ、冷や汗をかきつつ早々に途中退席したことが昨日のことのようです。成年後見制度利用促進法の策定から施行まで、とりあえずは、これまでおよそ縁遠いと言わざるを得なかった制度が「成年後見制度利用促進法」により少なからず身近なものとなる。そしてその法律が施行されるまでのお役目とっていました。その後の流れについて理解が及んでいなかったため、まさか足掛け8年もの間、難しい議論に加わることになるとは…当時は考えてもいませんでした。

共生社会の実現に向けて、リーガルサポートに期待すること

2 民法改正と認知症の人の権利擁護支援

内閣府に設けられた先述の委員会においては、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合かつ計画的に推進するため、成年後見制度利用促進基本計画策定に向けた検討の視点等について意見が交わされました。そして平成29(2017)年3月に第一期成年後見制度利用促進基本計画(平成29年度～令和3年度)が閣議決定され、平成30(2018)年4月には成年後見制度利用促進室設置。さらに令和4(2022)年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画(令和4年度～令和8年度)が閣議決定されました。これら重ねられた議論の経緯や詳細、計画のポイント等々に関しては周知のことと思います。

(厚生労働省 HP 参照 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622.html>)

特筆するなら、第二期計画の基本的な考え方には

- ◆ 成年後見制度の見直しに向けた検討。
- ◆ 総合的な権利擁護支援策の充実。

が掲げられています。近々取りまとめられる第二期基本計画の中間検証を注視しなくてはならないと考えています。**制度の見直し**については令和4年より「成年後見制度の在り方に関する研究会」で論点の整理等に関する議論が開始され、令和6(2024)年2月には22回の会議を経て報告書が取りまとめられ、同月法務大臣から法制審議会に諮問、4月には**法制審議会民法(成年後見等関係)部会**で調査・審議が**スタート**しました。一方で**総合的な権利擁護支援**では、先行したモデル事例の拡がり芳しくないばかりでなく法的根拠に基づく仕組みとして位置づける流れが滞るなど、車の両輪とも言うべき成年後見制度の

民法改正との足並みが揃っていないことが大変気がりでもあります。

持続可能な権利擁護支援モデル事業(令和4・5年度)②簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組では、市町村の関与の下で意思決定サポーターによる意思決定支援によって、利益相反など本人に不利益が生じないように留意しながら、日常的な金銭管理など適切な生活支援等のサービスを行う方策を検討する取組とされています。この取組には大きな期待を寄せています。

また、法制審・民法(成年後見等関係)部会では、参考人からの意見聴取として「特養における預り金の取り扱いについて等」施設系の介護現場における日常的な金銭管理の実情等が報告されています。現状に添った方策ではあるものの、これらはいずれも利用者とサービス提供側との合意の上で私的な契約の範疇かと思われま。従って双方にリスクがあることも踏まえておかななくてはなりません。

では安心・安全を担保するには一体どうすれば…? 今後、民法が改正されるであろうことを視野に入れるとすれば、なおさら求められるのは「持続可能な権利擁護支援・地域連携ネットワーク作り」であり、なかでもモデル事業②のような新たな仕組みではないでしょうか。



3 「民法」と認知症

司法関係者が持つ支援の対象者として認知症の人へのイメージとはどのようなものでしょうか? 民法には「認知症」という言葉がなく、成年後見制度を利用する際の様々な場面での判断基準は**意思能力の有無**【意思能力を有しない者(意思無能力者)がした行為は無効である(3条の2)】や、**事理弁識能力**等が問われると理解しています。しかし法律用語といえども、認知症の人を意思能力の有無で一括りにされてしまうような(一概にそうではないのかもしれませんが…)議論は、人としての尊厳の保持や新しい認知症観による偏見や誤解の払拭とは逆行しており、そうした法律用語は当事者にとって心痛むものであります…。

明治時代から続いた**禁治産制度**が、平成12(2000)年4月1日に施行された**成年後見制度に移行し**、介護保険制度と同時スタートして既に24年(約四半世紀)も経ちます。この間に理解ある専門職等により、認知症観は大きく変わりつつあります。令和6年1月1日施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえた認知症施策推進基本計画が12月3日に閣議決定されました。その前文には**「新しい認知症観」に立つ**として、○ 認知症になると何もわからなくなり、できなくなるという考え方が根強く残っており、認知症になることを受け入れることが難しい状況がある。また、認知症の人が社会的に孤立したり、認知症の人の意思が十分に尊重されない状況が未だにみられる ○ 認知症の人を単に「支える対象」としてではなく、一人の尊厳のある個人として捉え、認知症の人がその個性と能力を十分発揮し、経験や工夫をいかながら、共に支え合って生きることができるようにする ○ 認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら希望をもって自分らしく暮らし続ける

ことができる。という考え方が示されています。一人の人としての権利「人権」が改めて明記されたと言えます。



4 認知症を取り巻く状況と家族の会活動理念

成年後見制度をはじめとする権利擁護支援の充実が必要な背景には、人口動態及び世帯構成が変化し、家族のつながりや地縁の希薄化、認知症高齢者の単身・独居、高齢者のみの世帯が増加していることがあげられます。また、親亡き後の子の人権(障がい者等の生活をどのようにして支えていくか)、さらにはコロナ禍により、孤独・孤立等の問題が浮き彫りになりました。こうした社会の変化に今後どう向き合っていくのかは喫緊の課題ですが、そこに先んじて家族の会では平成31(2019)年に内閣官房長官をはじめ8名の関係省庁大臣宛に**「認知症の人も家族も安心して暮らせるための要望書」**を提出しています。

— Special Contribution 2 —

共生社会の実現に向けて、リーガルサポートに期待すること

その一部を抜粋すると

〈 認知症の人本人の権利擁護について 〉

- 1) 認知症の人の意思を尊重した意思決定支援体制を構築すること
- 2) 本人の権利擁護に関わる人たち(司法関係者など)が認知症の理解を深める教育を進めること
- 3) 介護サービス利用中においても就労などの社会活動への参加を保障すること

これらは専門職や有識者ではない私たちが、認知症の介護を経験した、あるいは介護中の会員向け「介護保険困りごとアンケート」を実施し、自由記載に寄せられた“生の声”を報告書としてまとめ広く公表したものをベースに作成した要望書です。



また家族の会「理念」では【認知症になったとしても、介護する側になったとしても、人としての尊厳が守られ日々の暮らしが安穩に続けられなければならない。】と謳っています。さらに「理念」より引用すると、【私たちはかつて、認知症の人は何も分からない、何もできない人と考えていた。意味不明、理解不能な言動に振り回され、日々の介護に疲弊していた(中略)しかし、私たちは介護の中で、また多くの良心的な専門職の取組の中で、「ぼけても心は生きている」という言葉にたどり着いた。そしてそ

れは、ADI国際会議京都・2004で認知症の人が思いを語り、その後続く大勢の本人の発信や文章により証明され社会の常識となった。認知症は病気である。認知症でなくてもどんな病気であっても、病を持った人が人として尊重され尊厳を持った人生を送ることは当然の願いである。また、認知症を介護する者が、介護のために生活を害し職を失い生活の困窮を招くことなどがあってはならない。介護をする側になったとしても、尊厳ある人生が送れることはこれもまた当然の願いである。病を持って生きる、介護をしつつ生きる、それは日常の暮らしの営みである。人として尊厳が守られるとともに、社会的にも平穩であることは何よりの願いである。】と記されています。

認知症基本法施行から基本計画策定等の流れは、当事者の想いと声に、ようやく世の中が追いつき始めたと言えます。重ねて、法律の専門家である司法関係者には、認知症に関する知識と、**「認知症の人への正しい理解」**をより深めていただくことを切に望みます。「成年後見制度利用促進法」において、これまでの実績をもって、今後も貴会が果たされる役割は私たちにとって大変心強く、司法と福祉的視点とのつなぎ役として、なお一層共生社会の実現に向けた取組に期待致しつつ、令和6年の世界アルツハイマーデー標語

「共に生き ともに歩もう 認知症」を添え、貴会のますますのご発展を心よりお祈り申し上げます。



最近の成年後見制度の動きの中でのリーガルサポートの取組や役割について



(公社)成年後見センター・リーガルサポート専務理事 **田代 政和** たしろ まさかず

略歴

2021年～ (公社)成年後見センター・リーガルサポート専務理事

現在の公職等

青山学院大学法学部非常勤講師
立川市人権擁護委員

1 はじめに

成年後見制度制定から25周年を迎え、成年後見制度が社会に確実に定着しつつあると感じるとともに、制度利用者にとって今後さらにより良き制度となるよう、現在国レベルにおいて様々な検討が進められており、成年後見制度の転換期にあることを強く感じています。成年後見制度制定と同じくして当法人も設立25周年を迎えたが、これまでの25年間と同様、当法人の活動が成年後見制度の発展の一助となり、制度利用者の方々の権利擁護に寄与することを目指し、法人一丸となって取り組んでいきたい。本稿では、最近の成年後見制度を取り巻く状況下における当法人の取組について紹介させていただきます。

く生きることができる社会の構築に向けて、成年後見制度の利用の促進、成年後見制度の改正、地域共生社会の実現など、様々な検討がなされていますが、当法人からも次の会議等に参画が求められ、それぞれ当法人の役員が参加して議論が行われています。

いずれも、これからの成年後見制度の在り方や役割について検討するための重要な場であり、ここでの議論が成年後見制度の発展に繋がり、ひいては未来の制度利用者がより良き暮らしを送ることができることを期待したい。



2 当法人から参画している会議等

現在、これからの社会において誰もがその人らし

① 成年後見制度利用促進専門家会議

成年後見制度利用促進基本計画における施策の進捗状況を把握・評価し、成年後見制度の利用の

最近の成年後見制度の動きの中でのリーガルサポートの取組や役割について

促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進のため、必要な対応を検討することを目的として設置されている会議で、当法人西川浩之副理事長が参画しています。

2 法制審議会民法(成年後見等関係)部会

高齢化の進展など、成年後見制度をめぐる諸事情に鑑み、成年後見制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続やその権利利益の擁護等をより一層図る観点から、成年後見制度の見直しに向けた検討を行うために設置された部会で、当法人野村真美常任理事が幹事として参画しています。なお、同部会には、日本司法書士会連合会からは小澤吉徳会長が委員として参画しており、司法書士界から2名が参画しています。

3 地域共生社会の在り方検討会議

地域共生社会の実現に向け、改めてその概念を確認するとともに、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、今後の包括的支援体制の整備の在り方、重層的支援体制整備事業等における取組の方向性について、また、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応及び対応に当たった多分野の連携・協働の在り方等について検討することを目的に、主に以下の事項について検討を行うため設置された会議で、当法人からは中野篤子常任理事が参画しています。

(1) 「地域共生社会」の実現に向けた方策（地域共生社会の概念の再確認、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、包括的支援体制の整備及び重層的支援体制整備事業等に関する今後の方向性）

(2) 地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応及び多分野の連携・協働の在り方

(3) 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実

3 成年後見制度の普及・啓発

当法人では、成年後見制度の普及・啓発に繋がることを目的とし、毎年時宜に応じたテーマを掲げシンポジウムを開催しています。成年後見制度に対する社会や制度利用者からの期待は高く、当法人のシンポジウムも毎年多くの方々に参加していただいています。このことは、全国各地の当法人の会員と各地の成年後見制度の関係者とのかかわりを通じて、関係者の方々に成年後見制度及び当法人の取組を知っていただき、制度への関心が高まってのことであり、会員の日々の尽力が何よりの制度普及・啓発であることを実感しています。

シンポジウムにおいては、当法人のみではなく毎年多くの関係機関の方々にもご協力いただくことで、実りあるシンポジウムを開催することができ、この場をお借りして感謝申し上げます。昨今開催したシンポジウムの概要については次のとおりです。

・令和4(2022)年3月18日開催

●意思決定支援シンポジウム

「後見事務における意思決定支援～『意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン』の実務への定着を目指して～」

・令和5(2023)年3月3日開催

●令和4年度権利擁護支援シンポジウム

「いま、成年後見について考える～適切な後見人等の選任・交代と担い手の確保・育成の推進～」

・令和6(2024)年3月8日開催

●令和5年度権利擁護支援シンポジウム

「地域の権利擁護を支える市民後見人～地域共生社会の実現に向けた市民後見人の育成・活躍支援～」

・令和7(2025)年3月7日開催(執筆時点において予定)

●令和6年度権利擁護支援シンポジウム

「チームによる権利擁護支援を考える～権利擁護支援チームの役割と今後の方向性・課題～」

また、当法人においては新たに未成年後見事業が当法人の目的に加わり、令和7年4月から本格的に事業を実施します。25年間における当法人の成年後見制度における活動や経験を活かし、未成年者の権利擁護という新たな分野に取り組んでいくことを社会に表明する機会として、昨年の当法人25周年記念事業では、次のシンポジウムを日本司法書士会連合会との共催により実施しました。

・令和6年12月6日

●成年後見制度制定25周年

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
設立25周年記念シンポジウム

「未成年後見制度のこれから」



4 おわりに

以上、最近の成年後見制度の動きの中でのリーガルサポートの取組や役割という観点から、昨今にお

る当法人の活動を紹介させていただきました。成年後見制度を取り巻く状況が目まぐるしく動く中で、当法人としての役割や期待はこれからも増していくことが想定されるが、しっかりと応えていきたい。一方、成年後見制度の動きにかかわらず、当法人としてはこれからも変わらず行っていかなければならないこともあります。当法人における事業の2本の柱と表現される、専門職後見人の養成事業と専門職後見人の指導監督事業です。前者においては、研修を中心に後見人としての質を常に高め、後者においては、後見人としての活動を定期的にチェックし指導監督を行うことで事務が適正になされることを確保する当法人の主要事業です。新たな成年後見制度がどのような制度になろうとも、当法人の会員が制度利用者にとってより良き後見人として活動し続けていくことができるよう、引き続きしっかりと取り組んでいくこともまた当法人にとっての使命であり、また、社会から期待されていることでもあります。

これからも公益社団法人としての役割を果たし続けていくため、改めて法人一同身を引き締め、当法人がこの25年間で培った知見を活かし、高齢者・障害者・未成年者等の権利擁護に資する団体として、これまで同様に真摯に事業活動に取り組んでいくことが、当法人及び会員の使命であるとの想いを胸に、これからの新たな25年を歩んでいく所存です。関係各所の皆様におかれましては、これまでの25年間における多大なご協力への御礼を申し上げますとともに、引き続きのご協力ならびにご指導ご鞭撻をお願いさせていただき、本稿の筆を擱かせていただきます。



令和のあゆみ

成年後見センター・リーガルサポートのこれまでのあゆみを振り返ります。

リーガルサポートのあゆみ

社会情勢

平成11年 ▶ 1999年

12月 ● 社団法人 成年後見センター・リーガルサポート設立

平成23年 ▶ 2011年

3月 ● 公益社団法人の認定を受ける

4月 ● 公益社団法人へ移行

平成24年 ▶ 2012年

7月 ● リーガルサポートプレス創刊号発刊



令和元年 ▶ 2019年

理事長声明

6月 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」成立に関する理事長声明(6月7日)
● 第25回定時総会開催(6月22日)

9月

12月

令和2年 ▶ 2020年

1月

3月

成年後見制度施行20周年記念シンポジウム

★「成年後見制度の未来」
～任意後見制度の利用促進と民事信託～(3月19日)
(新型コロナウイルス感染症の拡大により開催中止)
● 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート設立20周年記念誌発刊(3月19日)

- 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律公布
- 認知症施策推進大綱(認知症施策推進関係閣僚会議)
- 経済財政運営と改革の基本方針2019(閣議決定)

- 成年後見制度利用促進体制整備研修第1回～第3回基礎研修(国研修)開催(9月～11月)
- 成年後見制度利用促進体制整備研修第1回～第3回応用研修(国研修)開催(12月～2月)

- 英国が欧州連合(EU)から離脱

リーガルサポートのあゆみ

社会情勢

令和2年 ▶ 2020年

4月

6月

提言 任意後見制度の利用促進に向けての提言(6月11日)
● 第26回定時総会(6月20日) 第7回研究大会中止

9月

10月

成年後見制度施行20周年記念シンポジウム

★「成年後見制度の未来」
～任意後見制度の利用促進と民事信託(無観客収録)～
(11月6日)

11月



- 新型コロナウイルス感染拡大緊急事態宣言発令

- 菅義偉氏 第99代内閣総理大臣に就任 新内閣発足

- アニメ映画「鬼滅の刃」ヒット

令和3年 ▶ 2021年

1月

2月

理事長声明

6月 成年被後見人等の「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の申請手続に関する意見(6月16日)
● 第27回定時総会(6月19日)

7月

10月

11月

- ジョー・バイデン氏 第46代米大統領に就任

- 新型コロナワクチン接種開始

- 第32回夏季五輪東京大会 史上初1年延期にて開催「原則無観客」

- 岸田文雄氏 第100代内閣総理大臣に就任 新内閣発足

- 大谷翔平選手 米大リーグの最優秀選手(MVP)初受賞

令和4年 ▶ 2022年

理事長声明

2月 成年被後見人等の「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の申請手続に関する意見(2月1日)
【意見】第二期成年後見制度利用促進基本計画(案)に関する当法人の意見(2月17日)

- ロシアがウクライナへ侵攻
- 第24回冬季五輪北京大会

令和4年 ▶ 2022年

リーガルサポート意思決定支援シンポジウム (3月18日)

★後見事務における意思決定支援

～「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の実務への定着を目指して～

- 基調講演1 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」策定の目的について
- 基調講演2 意思決定支援に関する厚生労働省の取組
- 基調講演3 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインを読み解く



★パネルディスカッション

後見事務における意思決定支援
～「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の実務への定着を目指して～

3月

4月

6月

- 第28回定時総会 (6月18日)

10月

令和5年 ▶ 2023年

2月

令和4年度権利擁護支援シンポジウム (3月3日)

★いま、成年後見人について考える

～適切な後見人等の選任・交代と担い手の確保・育成の推進～

- 基調講演1 適切な後見人等の選任・交代の推進に関する家庭裁判所の取組
- 基調講演2 適切な後見人等の選任・交代及び担い手の確保・育成の推進に関する厚生労働省の取組
- 基調講演3 中核機関における権利擁護支援チームの形成支援の取組

3月

★パネルディスカッション

いま、成年後見人について考える
～適切な後見人等の選任・交代と担い手の確保・育成の推進～



- WBC 侍ジャパン優勝

5月

6月

- 第29回定時総会 (6月17日)

7月

- 改正民法施行、成人年齢18歳に
- 第7回成年後見法世界会議 (英国エジンバラ)
- 障害者権利条約の第1回対日審査に関する障害者権利委員会の総括所見 (確定版)

- 新型コロナウイルス感染症5類移行

- Twitter→Xに名称変更

令和5年 ▶ 2023年

8月

理事長声明

当法人の公益目的事業に未成年後見制度に関する事業が追加されたことに関する理事長声明 (8月16日)

10月

- 藤井聡太棋士、史上初の8冠達成

令和6年 ▶ 2024年

1月

【意見】身元保証等高齢者サポート事業者の課題への対応についての当法人利用促進法対応委員会の意見 (1月23日)

- 令和6年能登半島地震

2月

- 新型H3ロケット 打ち上げ成功
- 成年後見制度の在り方に関する研究会報告書策定

令和5年度権利擁護支援シンポジウム (3月8日)

★地域の権利擁護を支える市民後見人

～地域共生社会の実現に向けた市民後見人の育成・活躍支援～

- 基調講演1 市民後見人が拓く参加し、共生する社会
- 基調講演2 権利擁護支援の担い手の確保・育成について
- 基調講演3 市民後見人に関する家庭裁判所の取組について

3月

★パネルディスカッション

地域共生社会の実現に向けた市民後見人の育成・活躍支援



- 日銀 マイナス金利解除
- 漫画家 鳥山明氏 死去

愛媛県松山市 四国ブロック研究大会 (4月20日)

★第1分科会

香川県に見る成年後見制度の利用促進について

★第2分科会

専門職後見人と震災対応
～どう備えるべきか・どう行動すべきか～

4月

★第3分科会

監督機能から考える任意後見契約
～安全性と制度普及との調和に向けて～

★第4分科会

後見業務における地域的特質と課題の探求
～(四国ブロック) アンケートから浮かび上がるInsights～



- のと鉄道 全線再開
- パリ五輪 聖火を採火

5月

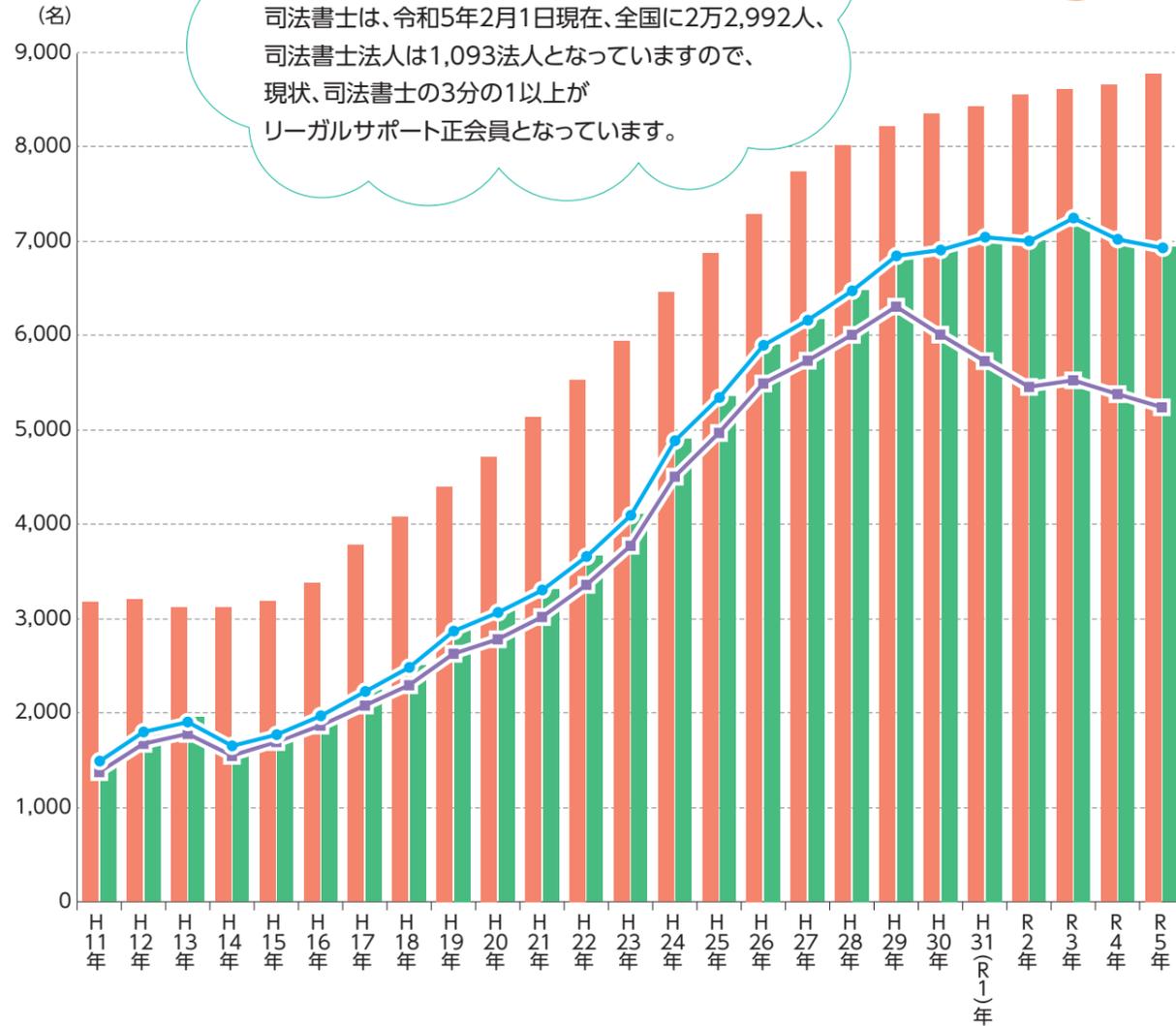
【意見】高齢者等終身サポート事業者ガイドライン(案)に関する当法人の意見 (5月17日)

会員数・受託事件数の推移

正会員数及び後見人等候補者名簿登載者数推移表



リーガルサポート会員のデータをご紹介します。
リーガルサポート正会員は全て司法書士です。
司法書士は、令和5年2月1日現在、全国に2万2,992人、
司法書士法人は1,093法人となっていますので、
現状、司法書士の3分の1以上が
リーガルサポート正会員となっています。

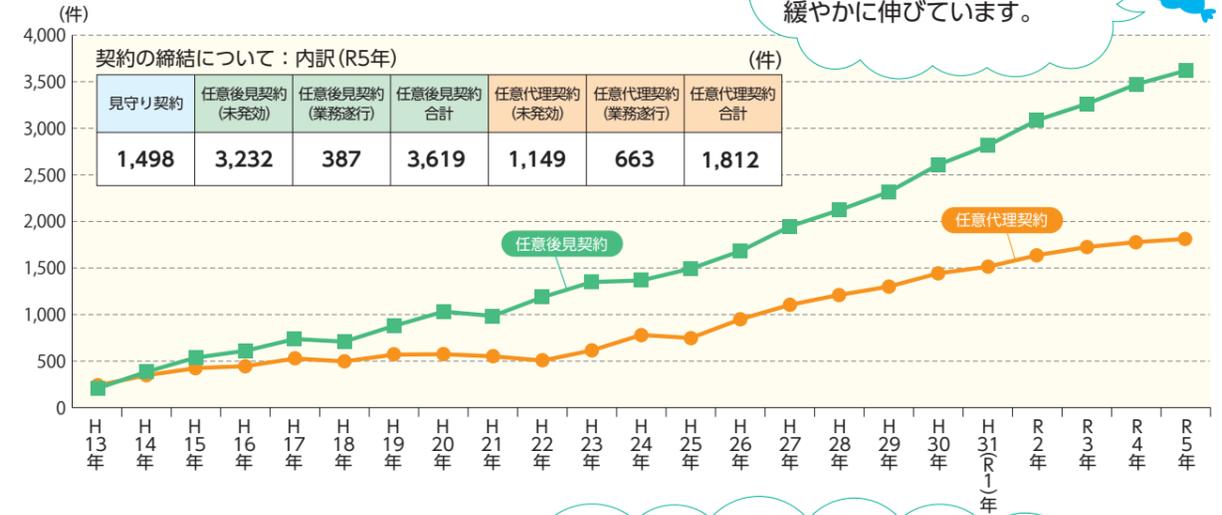


■ 正会員数
 ■ 後見人及び後見監督人候補者名簿のいずれかに登載している会員数
 ● 後見人候補者名簿登載者数
 ■ 後見監督人候補者名簿登載者数

項目	数
正会員数	8,772名
後見人及び後見監督人候補者名簿のいずれかに登載している会員数	6,931名
後見人候補者名簿登載者数	6,924名
後見監督人候補者名簿登載者数	5,237名

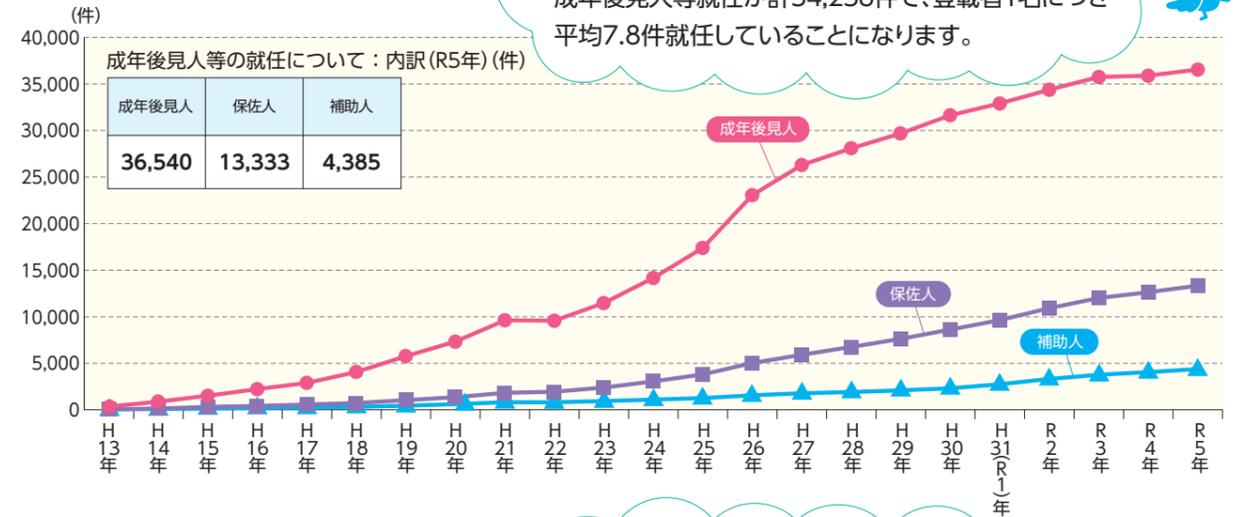
任意後見等契約件数

任意後見等契約件数については、
緩やかに伸びています。



成年後見人等の就任件数

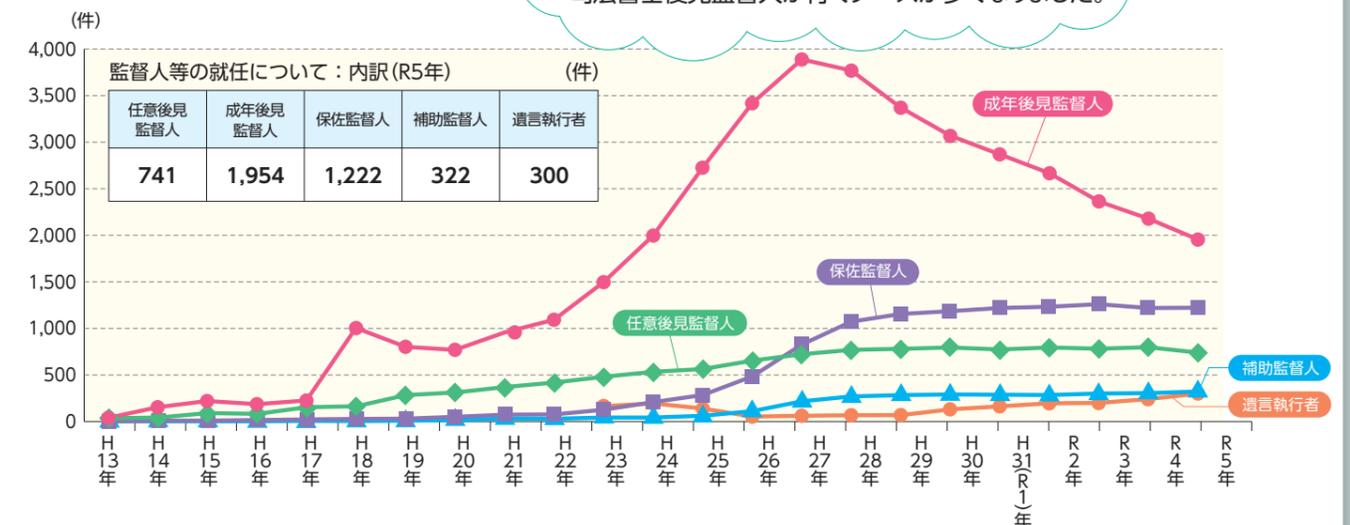
令和5年4月1日時点で、リーガルサポート会員のうち
後見人候補者名簿登載者6,924名、
成年後見人等就任が計54,258件で、登載者1名につき
平均7.8件就任していることになります。



平成20年以降、就任時・就任後を問わず、
高額な財産を有する被後見人に
司法書士後見監督人が付くケースが多くなりました。



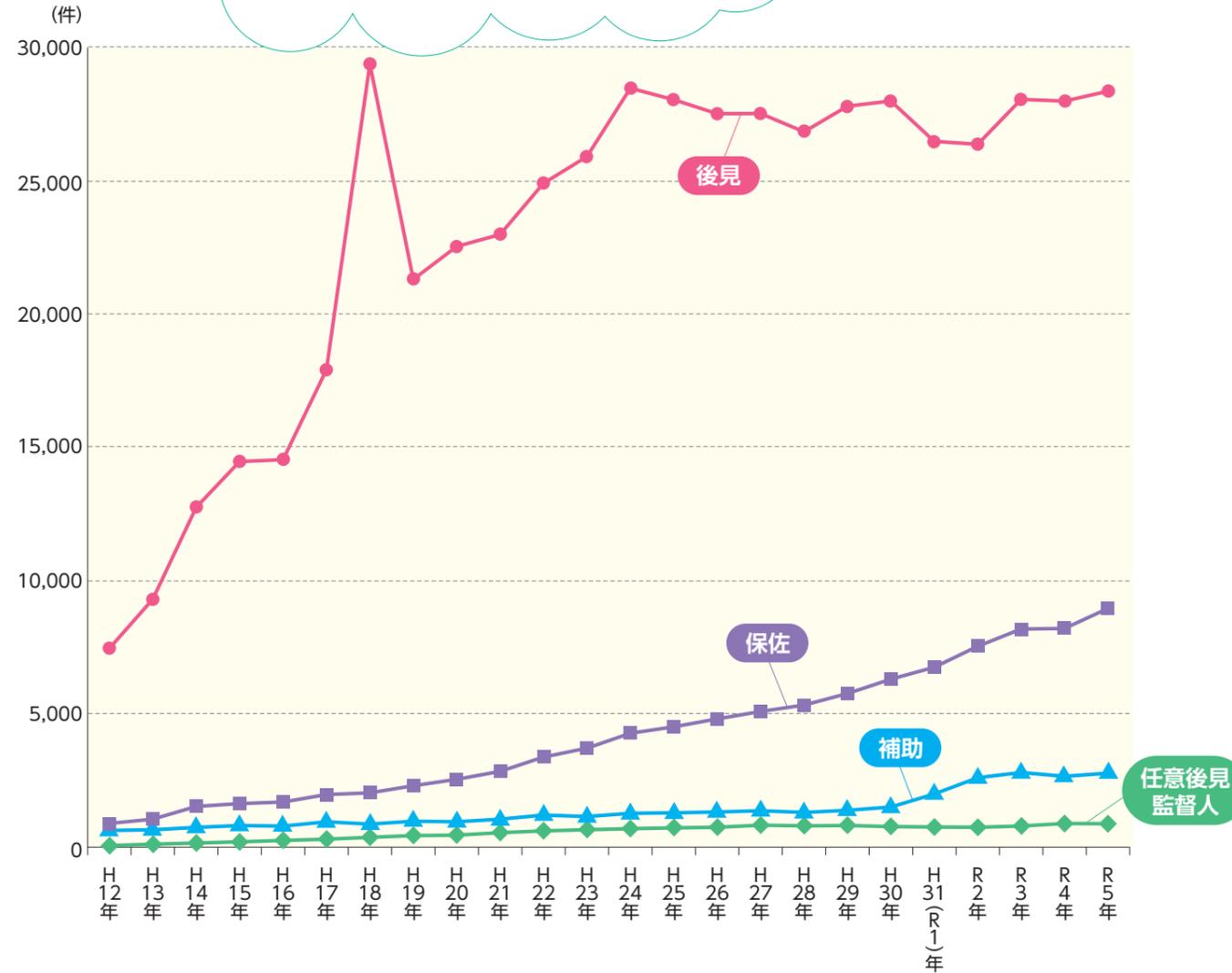
監督人等の就任件数



申立件数の推移

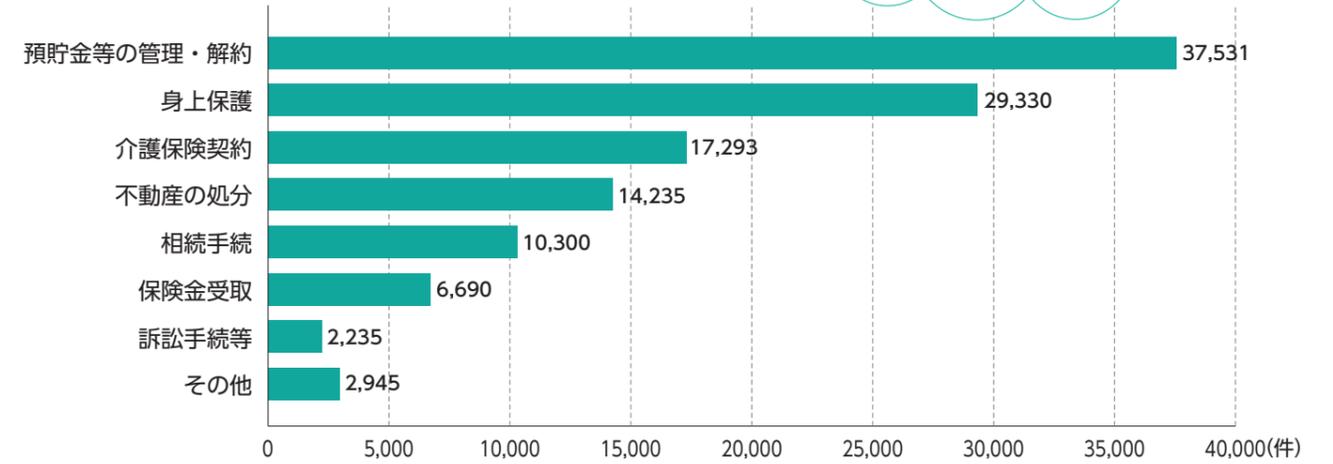
～裁判所公表資料「成年後見関係事件の概況」より抜粋～

ご参考までに、裁判所が公表しているデータをご紹介します。
後見類型の申立件数は、平成24年以降伸びていませんが、補佐類型の申立件数は、緩やかに伸びています。

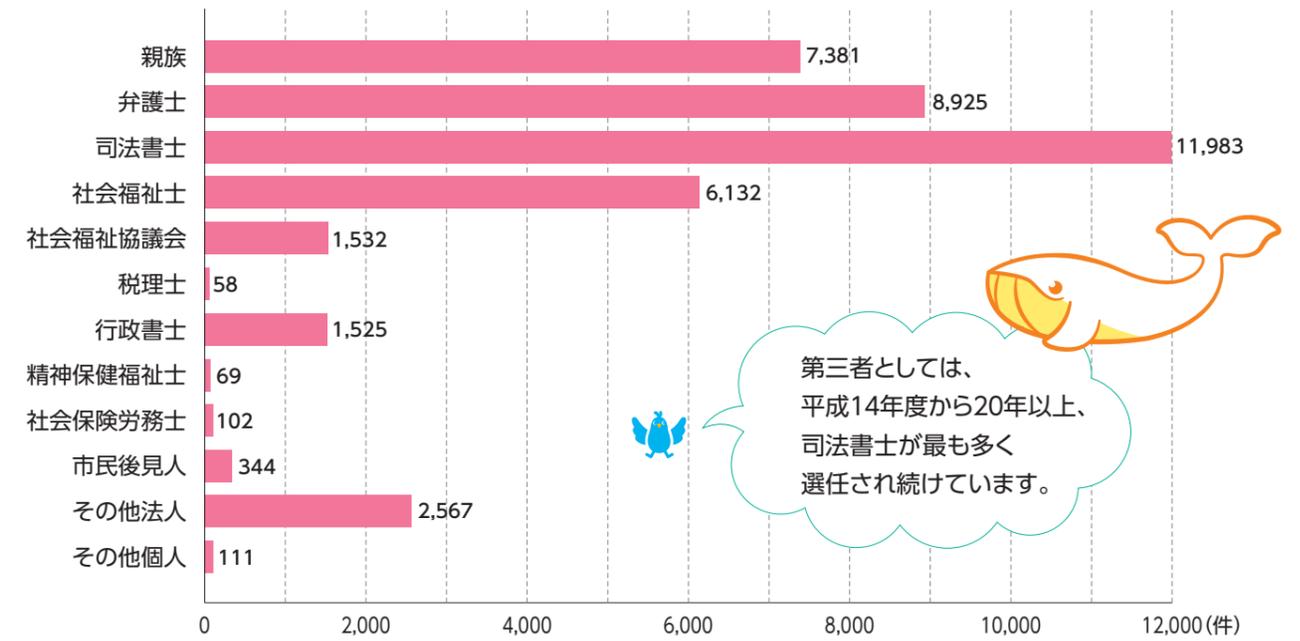


申立ての動機別件数(令和5年)

主な申立ての動機としては、ここ数年変わらず預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで、身上保護となっています。



成年後見人等と本人の関係について



第三者としては、平成14年度から20年以上、司法書士が最も多く選任され続けています。

設立25周年記念シンポジウム報告

(((東京発)))

ハイブリッド
開催



プログラム

◆13:00~13:05 〈開会挨拶〉

高橋 隆晋 氏 ((公社)成年後見センター・リーガルサポート理事長)

13:05 ~ 14:50 基調講演

◆13:05~13:35 基調講演 1

司法書士界のこれまでの歩み

～高齢者、障害者そして未成年者の権利擁護へ～

久保 隆明 氏 ((公社)成年後見センター・リーガルサポート常任理事)

◆13:35~14:35 基調講演 2

未成年後見制度のこれから

棚村 政行 氏 (弁護士、弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック所長、早稲田大学名誉教授)

◆14:35~14:50 基調講演 3

未成年後見制度の運用

遠藤 圭一郎 氏 (最高裁判所事務総局家庭局第二課長)

◆14:50~15:00 〈休憩〉

15:00 ~ 16:30 パネルディスカッション

未成年後見制度のこれから

～司法書士が関わる意義

パネリスト

吉田 恒雄 氏 (認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク副理事長、(公社)成年後見センター・リーガルサポート理事)

高木 良明 氏 (乳児院・児童養護施設エスペランス四日市施設長、社会福祉法人アパティア福祉会理事)

西川 浩之 氏 ((公社)成年後見センター・リーガルサポート副理事長)

コーディネーター

伊見 真希 氏 ((公社)成年後見センター・リーガルサポート未成年後見委員会委員)

◆16:30~ 〈閉会挨拶〉

里村 美喜夫 氏 (日本司法書士会連合会副会長)

基調講演

基調講演 1

基調講演1では、久保常任理事から、高齢者や障害者から未成年者の権利擁護への司法書士会のこれまでの歩みについてお話がありました。ご自身が受任された未成年後見の案件の事例を挙げながら、高齢者の成年後見との違いについてお話いただきました。成年後見は、本人の生活状況等に配慮しながら、身の回りの生活に関する契約や財産管理を行うことに対し、未成年後見の場合は親権を補充する制度となるため、成年後見人の権限より広範な権限を行使し、未成年被後見人の健全な支援をすることが示されるとともに、2つの業務の類似性が示されました。また、支援者は異なるがその大きな構成も類似しているということも詳しく説明していただきました。なお、司法書士会では、約20年前から未成年後見制度への取組を組織として対応してきたこともあり、成年後見業務により培った知識や経験を基に、司法書士が未成年後見へ取り組む意義とその役割への期待の言葉で講演を終わりました。

基調講演 2

基調講演2では、棚村氏から、未成年後見制度に関する課題と展望についてお話がありました。未成年後見の申立件数は、一時期4,000件程度あったにもかかわらず、最近は1,000件台と減少しており、必要性が高いにもかかわらず利用が進んでいないことです。現行の問題点として、未成年後見でも横領等の不正行為が見られると棚村氏は指摘しました。東日本大震災で親が亡くなり、親族が未成年後見人に選任されたがお金の使い込みが発覚した事例では、身内に対する裏切りのショックの大きさを理由に、実刑判決が下されたとのこと。現在、未成年後見制度はあまり活用されておらず、その制度設計や運用方法に問題があります。制度が本当に必要とされるケースに適切に対応するために、たとえ

ばスポット利用を可能とするといった視点も出てきています。将来的には、専門職は財産管理だけではなく、必要な支援を必要なタイミングで届けるといった柔軟で個別対応が可能な制度設計が求められ、司法書士がその役割を果たすことが期待されているとのこと。

基調講演 3

基調講演3では、遠藤氏から未成年後見人選任申立てから選任後の報告、その他の未成年後見事務の留意点について解説いただきました。

その中で令和7(2025)年4月から全国统一書式として運用される予定の後見事務報告書等の改訂について、身上監護事務に関する事情を含む適切な報酬算定等必要な事項の過不足ない把握その他の観点から改訂がされたことが示されています。その他、成年後見と異なり身上監護のみを行使する未成年後見人を置くことはできない、未成年後見人は医療行為の同意権を有しているといったことも紹介されています。

リーガルサポート会員である司法書士に対して、今後は未成年後見人の分野においても適切な財産管理、未成年者の人格の尊重、年齢や発達に応じた身上監護事務を期待するといった言葉をいただき講演は幕を閉じました。

パネルディスカッション



パネルディスカッションでは3つのテーマ(①未成年後見制度と関連する諸制度の課題、②課題の解決に向けて、③専門職とその組織が関わっていくことの意義)が掲げられました。

まず①では、吉田氏が施設内で暮らす子供の権利擁護に専門職が関わる必要性を指摘しました。施設内虐待や子供同士または職員からの性暴力等もあるが、既存の権利擁護の仕組みが機能していないことが一因にあるようです。高木氏からは、親権者はいるが親と暮らせない子供の親権代行として、教育・監護面以外の対応が難しいこと、自立サポートとして住居を借りる際の連帯保証及び金銭トラブルや人間関係の問題もあり、これらに専門職が関与してほしいとの発言がありました。西川副理事長は身上監護面で成年後見と違いはあるが、他の支援者と一緒に協力して支援する体制の構築が必要であること、身元保証がなくても地域で安心して暮らせる仕組みを作っていくことの重要性を指摘しました。

そして、②③では吉田氏から未成年後見事務の肝として「子供の意見表明権の尊重」があり、「意思形成→意思表示→表明した意見の受け止め」のプロセスが大切であること、子供目線で、子供の立場に立って話を聞けるような力量をつけること、そのバックアップをリーガルサポートにお願いしたいと述べられました。高木氏からは、自立支援は乳児院の頃から始まっており、退所時にまとまった財産を引き渡すと、1、2年で使い果たすこともあることから、司法書士に主権教育・財産教育をお願いしていること、

そしてこの活動を続けていくことで、子供達と専門家がつながる道筋を作ることができれば心強いと述べられました。そのうえで、子供を社会全体で支えつつ、司法書士がホストとなり、子供が安心して育っていくことへの後ろ盾・応援団として活躍してほしいとの希望を述べられました。最後に、西川副理事長は損害賠償責任・報酬助成・資格確認方法としての戸籍の課題を指摘したうえで、高木氏・吉田氏から金銭・法教育を組織として行ってほしいとの発言を受けて、個別案件に取り組むのはもちろん、関係機関と一緒に地域で子供を支える一員としての活動が求められていると述べられました。未知の案件に取り組む際の会員が頼れる先としての組織となり、目指すのは司法書士が子供支援の専門家となり、リーガルサポートが未成年後見のシンクタンクや提言の役割を果たしていくことだとの力強い言葉で締め括られました。



なお、25周年記念シンポジウムの模様は当法人ホームページにて公開中です。ぜひご覧ください。

https://legal-support.or.jp/general/activity/symposium_page/ondemand/



記念式典

シンポジウムの閉会后、午後5時から25周年記念式典が行われました。

式典では、高村正大法務副大臣、馬渡直史最高裁判所事務総局家庭局長、丸島俊介日本司法支援センター理事長よりご祝辞を賜りました。会場には、国会議員、法務省厚生労働省や最高裁判所、他土業の方々、(公社)認知症の人と家族の会や(一社)全国手をつなぐ育成会連合会など当事者団体関係者、日本司法書士会連合会・司法書士関連団体など計約170名もの方々にご臨席くださいました。

記念祝賀会

午後6時から25周年記念祝賀会がさらに来賓を迎え開催され、たくさんのご祝辞を頂戴しました。歓談の後、リーガルサポート近年10年間の活動の記録がスライドショーで流され、続いて、理事長職の期間に印象深かった出来事について、歴代理事長5名によるリレートークが行われました。



大貫正男初代理事長は、平成11(1999)年12月8日創立総会の会場の響めきと社会的な大きな期待を鮮明に覚えているとまるで去年の出来事のように熱く語られ、芳賀裕二代目理事長は、リーガルサポー

トが平成23(2011)年4月1日公益社団法人に移行したことをまず挙げられました。その際、公益社団法人移行の登記申請を4月1日その日に行わなければならないにもかかわらず、その前月に起きた東日本大震災のため、福島市在住だった自分とリーガル本部とがなかなか連絡がつかなかったという裏話を明かされました。

続いて、松井秀樹三代目理事長は、リーガルサポートとは別団体であるものの、リーガルサポートの働きかけで設立された『公益信託成年後見助成基金』が積極的に利用されるようになったこと、成年被後見人に対する選挙権回復のための公職選挙法改正のために運動を行ったことを感慨深げに話されました。基金も選挙権も今となっては当然のことのように思えますが、どれも先輩方が尽力された結果であったのだと改めて実感させられました。

多田宏治四代目理事長は、平成28(2016)年4月8日成立の『成年後見利用促進法』を立法化すべくリーガルサポートが積極的に活動している中で、専門家会議の委員をリーガルサポートから派遣したりとその策定経緯に深くかかわったことを挙げられました。

最後に、矢頭範之五代目理事長から、今までのリーガルサポートの活動に関して、外部理事、外部監事、業務審査委員など外部の方々の市民・公益の視点から様々な重要なお指摘をいただいたことについての感謝の言葉で、歴代理事長リレートークは締め括られました。

歴代理事長は、現在みなさん相談役に就任されていますが、全員後見人等としても意欲的に活動されています。本号では歴代理事長によるコラム「後見つれづれ草」を掲載していますので、そちらもぜひご覧ください。

今でも熱い思いを秘めている歴代理事長からリーガルサポートが歩んできた道のりを受け取った会場では、後見制度の過去、未来について夜遅くまで語り合いました。 (う、さ、み、こ、る)

後見つれづれ草



歴代理事長編

今号は、リーガルサポート歴代理事長のエピソードです。

全国50支部の司法書士会員が所属する組織を牽引する我々が歴代理事長は、常に日本の後見制度の情勢を大観し、常にリーガルサポートの歩むべき道を模索し続けていらっしやいました。とは言うものの、おひとりおひとりが後見人として日々の業務を行っています。そんな“理事長後見人”のお人柄がにじみ出るようなコラムをお届けします。

※実話をもとにしていますが、実際の事例とは異なります。

意思決定支援に悩む

相談役
大貫 正男



〈初代理事長〉 就任期間：平成12(2000)年～平成18(2006)年

私の一日は、「早く追加の生活費を振り込んでください!」という被保佐人きみ子さん(仮名)からの電話で始まることが多い。丁寧に説明し「一定額以上は難しい」と言っても、「何のための保佐人か。役に立たないなら早く保佐人を辞めてください!」と手強い。こんなやりとりが、もう20年以上も続いている。

よく言えば、きみさんは「働いてお金を稼ぎたい」「痩せて美しくなりたい」「歌手として活躍したい」など人生に前向きで、いくつになってもその「希望」は衰えることがない。

そこで悩むのは本人の意思決定支援である。お金の使用目的、本人の能力・財産状況等から見ても応じるわけにはいかず、時として説明より説得になってしまう。それでも納得してもらえず、家庭裁判所へ保佐人解任申立をされるという一幕もあった。専門職と

しての寄り添う姿勢は忘れてはならないと思いつつも、答えが見つからないことが多く、理念と現実のギャップに悩む。

過日、きみさんから「何の因果か、大貫さんが保佐人になってしまい…」と嘆きのFAXが届いた。「お互いさまですよ」と言うわけにもいかず…、「はて?」と首をかしげる日々が続く。



本人の意思尊重の大切さを学んだ事案

相談役
芳賀 裕



〈第二代理事長〉 就任期間：平成19(2007)年～平成22(2010)年

平成20(2008)年の夏、有料老人ホームから「入所希望の女性Aさんの相談に乗っていただきたい。」と連絡があり早速Aさんと自宅でお会いいたしました。

「夫と死別し、80を超え子供がおらず将来が心配」との相談に、晩秋まで6回にわたり自宅に伺い、**任意後見契約、財産管理等委任契約、死後事務委任契約**等について繰り返し説明をし、Aさんの暮らし方についてのお考えも聴き取らせていただき、Aさんも私もお互いに一定の理解ができた上で、12月初旬、公証役場にて三種の契約を締結いたしました。

12月末に有料老人ホームと入所契約締結、これまで住んでいた自宅の売却手続きと続き、Aさんの新しい穏やかな生活がスタートいたしました。

その後、毎月1、2度有料老人ホームでAさんとお会いする中で、私が話すリーガルサポートの役割をAさんにも理解いただき、3年後、「**公益信託成年後見助成基金**」を受遺者とする公正証書遺言をお作りになりました。

さらにその3年後、判断能力が衰え始めたため任意後見監督人選任を申立てましたが、審判に至る直前に90歳で急逝されてしまいました。お会いする度に「ありがとう」と言い続けておられたAさんから、高齢者の意思尊重の大切さを学ばせていただいたことに感謝し、永遠のお別れをさせていただきました。



縁

相談役
松井 秀樹



〈第三代理事長〉 就任期間：平成23(2011)年～平成26(2014)年

その役目を私は担わざるをえなかった。

ある三人家族のそれぞれの遺骨を三度菩提寺に納めに行ったことがあります。私は父・母・娘という家族の、最初に母の後見人になり、しばらくして娘の後見人にも選任されました。父も軽度の認知症でしたが、後見人を付けることを拒否していました。

ある秋、澄明な日々が流れるなか、この家族の父が自宅で急逝しました。死因は大動脈解離でした。し

かし重度の認知症だった母(つまり彼の妻)は夫が亡くなったことを伝えても「そんな方はもう忘れてしまいました」と言います。重度の精神障害の娘は錯乱状態になり、結局私が後見人の役目ではないのに、遺骨を持ちお寺に行ったのでした。

この翌年の春、癌の闘病の末母が病院で亡くなり、その後ほどなくしてまだ若かった娘が精神障害者の施設で一夜にして亡くなってしまったのです。娘の死

因は不明でした。私は警察の事情聴取にはじまり、最後は監察医務院に遺体を引き取りに行くことになったのです。遺体は葬儀業者に一時預かってもらい、火葬は数人の福祉の関係者とともに立会いました。この娘は好かれていたのです。

結果として私は、親族のいなかったこの三人の遺骨をお寺に納めに行ったのです。私は決して運命論者ではありません。しかし三度目にお寺へ一人向かう道すがら、娘の骨壺を両手に抱き、この家族全員の遺骨を持たなければならなかった、私とこの家族の悲劇の糸の繋がりを、あるいはこの家族と私の運命

の星座が巡るような不思議な縁(えにし)を、考えていたのです。

幸いなるかな、悲しむ者は。
その人たちは、慰められるのだから。



私が先に亡くなったら

相談役 多田 宏治
〈第四代理事長〉 就任期間：平成27(2015)年～平成28(2016)年



私は任意後見契約を締結するときは、20歳以上年齢差があることを条件としてお引き受けしてきました。また、私は60歳になったとき、これからは任意後見契約をお引き受けしないことに決めていました。

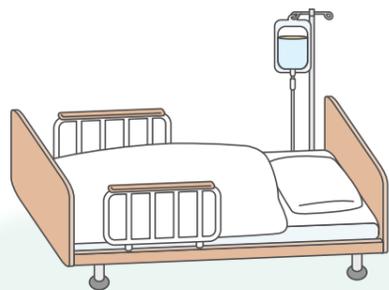
しかしながら、身寄りのない一人暮らしの幸子さん(仮名)とは、私が64歳のとき任意後見契約をしました。当時、幸さんは86歳で、何度もお断りしたのですが、ぜひにと言われ契約しました。私の気持ちの中には、あと10年くらいは後見の仕事をしたい、できるだろう、幸子さんだけは私が見送ってあげようという気持ちになったからでした。

それから6年経ちましたが、幸さんはお元気で自宅で暮らしておられます。介護保険は自立です。この間、2か月に1回ご自宅を訪問して面談するとい

う見守りを続けてきました。

ところが、昨年の12月に私は肺炎で1か月入院生活を余儀なくされました。何とか事なきを得たのですが、もし私が先に亡くなってしまっていたら幸子さんに迷惑をかけるところでした。私が今亡くなくても、幸子さんはまだ判断能力はありますので、今からでも任意後見契約を結ぶことができますが、契約をしてくれる候補者を一から探さなければなりませんし、契約締結の費用もかかってしまいます。

任意後見人予定者がご本人よりも先に亡くなった場合に備えて、あらかじめ後順位者を指名し、後見登記をできるような任意後見制度ができないものかと願っています。



面会ルール

相談役 矢頭 範之
〈第五代理事長〉 就任期間：平成29(2017)年～令和2(2020)年



高齢女性Aさん。一人息子による虐待で面会制限がされていました。その後「やむ措置」とともに面会制限は解除されましたが、事実上の面会制限は継続しています。そのような状態で私が後見人に就任しました。

はじめてお会いした時、Aさんは「息子さんに会いたい。」と答えます。また、面会できない状況をつくった息子は面会を強く求めていて、何も対応しないと、後日、トラブルになる可能性がありました。



さてどうしたものか、と考えた挙句、このまま親子が面会できない状態を放置することもどうかと思い、一定の面会ルールを定め、段階的プロセスを経て、面会を可能にするため関係機関と協議を行いました。

しかし、策定したルールを息子に見せたところ、息子は一笑に付し、ルールを守る姿勢を見せなかったため、その試みは中断してしまいました。数か月後、Aさんはお亡くなりになり、トラブルもなく息子への財産の引継ぎも完了しました。

別のアプローチの方法があったか。親子が会えていたら何かが変わったか。少なくともチャレンジした意義はあったのではないかと考えています。

経験と共感と

理事長 高橋 隆晋
〈第六代理事長〉 就任期間：令和3(2021)年～現在



「最期にどうしても会いたい」Aさんは身を乗り出して私に訴えました。数奇な人生を経て成年後見制度の利用にいたったAさんには、生き別れとなった実母がいました。実母に死期が迫っている知らせが巡り巡って保佐人である私のもとに届いたことをAさんに伝えた時のことです。ときはコロナ禍、移動や面会が依然容易ではない状況下でした。

後見業務に携わり20数年が経ちます。その途上で私も最愛の母を失う経験をしました。最期に交わした言葉さえ思い出せないほど自然に流れる日常の一瞬の出来事でした。自らのつらい経験をAさんの気持ちに重ね、何とか方法はないだろうか、私はAさん、実母双方の関係者と調整を行い、Aさんの願いが叶い再会を果たせたのは幸いでした。

その後、Aさんは実母の訃報を静かに受け入れることができました。一連のことを思うとき、私自身に同様の経験と共感がなかったなら果たしてどのような対応をしたらどうかと問う自分がいます。

後見は人と関わる業務である以上、人生の喜怒哀楽に遭遇します。その時々共感できる自らの人生の

蓄積が多いほど互いに潤いのある関係が築けるのではないかと思います。まだまだ50代の私です。これからも春秋を重ね、日々の経験を後見業務に活かしていきたいと思えます。



Legal Support Press

バックナンバー紹介



本誌は成年後見制度をより多くの方に知ってもらうために発行している情報誌です。リーガルサポート本部のホームページからダウンロードできます。



第24号

2022年1月発行



- 「意思決定支援」概念の広がり
- 特集I:ここは天井から猫が落ちてきて危険です!
- 特集II:意思決定支援への第一歩
- コラム:後見つれづれ草
- イベント告知:リーガルサポート意思決定支援シンポジウム 後見事務における意思決定支援～「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の実務への定着を目指して～
- 取材:第17回日本高齢者虐待防止学会WEB大会(大阪実行委員会)

第25号

2022年7月発行



- 特集I:第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要・第二期成年後見制度利用促進基本計画概説 リーガルサポートと基本計画
- 第二期成年後見制度利用促進基本計画の成果「成年後見制度の見直しに向けた検討」への言及
- 特集II:司法書士制度150周年を迎えて～司法書士のあゆみとこれからについて～権利擁護とリーガル・イノベーションの担い手として
- ～司法書士会現職会長が語る～ 司法書士のこれまでとこれから
- 司法書士として人生を、自分を生き直しています
- 報告(WEB発):リーガルサポート意思決定支援シンポジウム 後見事務における意思決定支援～「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の実務への定着を目指して～

第26号

2023年2月発行



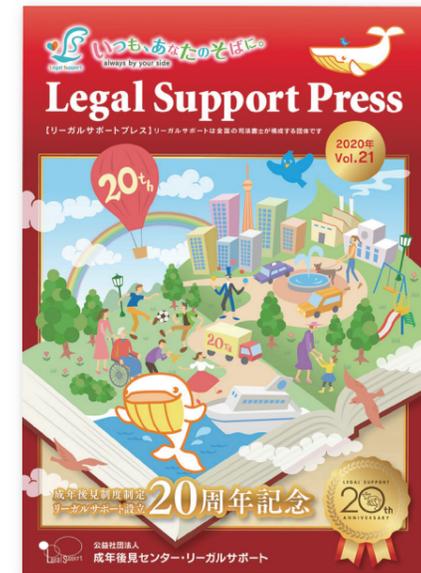
- 特集I:相続登記の義務化をはじめとする新制度の御紹介
- 特集II:大相統時代における相続と不動産登記～司法書士の活用について・「市民と共に150年。相続登記は司法書士へ」
- 特集III:事例 成年後見制度と相続～後見業務18年を振り返って～
- コラム:後見つれづれ草～相続人生の最期に～
- シンポジウム告知!! いま、成年後見人について考える～適切な後見人等の選任・交代と担い手の確保・育成の推進～
- 取材:第18回日本高齢者虐待防止学会 足立大会

第27号

2023年11月発行



- 特集:適切な後見人とは 令和5年3月3日開催 令和4年度権利擁護支援シンポジウム「いま、成年後見人について考える～適切な後見人等の選任・交代と担い手の確保・育成の推進～」を終えて
- 特集I:適切な後見人等の選任・交代の推進に関する家庭裁判所の取組
- 特集II:「本人のため」の受任者調整(マッチング)について考える
- 特集III:適切な後見人等の選任・交代と担い手の確保・育成の推進について～リーガルサポートの取組の紹介も含めて～
- 報告:一般社団法人日本高齢者虐待防止学会シンポジウム「高齢者虐待防止法改正を目指して」
- コラム:後見つれづれ草
- 取材:東京発 日本成年後見法学会「第20回学術大会-成年後見法の改正に向けて-」



第21号

2020年3月発行

- 20周年記念誌の発刊にあたって 新たな時代の担い手を目指して
- 成年後見センター・リーガルサポート 20年のあゆみ
- 成年後見センター・リーガルサポート 会員数・受託事件数の推移
- リーガルサポートプレス バックナンバー紹介
- 報告1:千葉発 成年後見制度利用促進体制整備研修(基礎研修)の報告
- 講師からのメッセージ
- 成年後見制度利用促進体制整備研修(応用研修)の講師を務めて
- 報告2:群馬発 成年後見制度利用促進のための意見交換会
- 取材:北海道発 日本成年後見法学会 第16回学術大会～基本計画における成年後見の展望～

第22号

2020年12月発行



- 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン
- 特集I:ガイドライン策定の経緯と今後
- 特集II:本人とともに「意思決定支援」
- 任意後見制度の利用促進に向けての提言
- 社会福祉士として司法書士として後見制度に関わって思うこと
- 報告1:東京発 成年後見制度施行20周年記念シンポジウム
- 報告2:東京発 成年後見制度は「利用者がメリットを実感できる」ようになったか? -障害者権利条約への対応も見据えて-
- 当法人の新型コロナウイルス感染症への対応について

第23号

2021年7月発行



- ごあいさつ
- 特集I:自分らしい老後を送るため「任意後見と民事信託をセットにして」
- 特集II:民事信託と任意後見契約の役割分担「安心して長生きできる社会の実現を目指して」
- 特集III:民事信託と任意後見契約の役割分担「おさえておきたい民事信託の仕組みの基本」
- 取材:高齢者虐待に関する調査結果および省令等に関する動きの報告「一般社団法人日本高齢者虐待防止学会 理事会企画セミナー」
- 報告:富山発 令和2年度厚生労働省委託事業(令和3年3月9日オンライン研修)「後見人等への意思決定支援研修」私のことは、私とともに決めてほしい ～意思決定支援をふまえた後見事務のガイドラインを学ぶ～

第28号

2024年2月発行



- 特集:未成年後見 未成年者の健やかな成長のために
- 特集I:児童福祉における子どもの権利擁護-社会的養護と未成年後見制度を中心に-
- 特集II:リーガルサポートの未成年後見についての取組
- 未成年後見事例報告
- シンポジウム告知! 地域の権利擁護を支える市民後見人
- ミニコラム:後見つれづれ草

第29号

2024年10月発行



- 特集:リーガルサポート第7回研究大会 四国松山より～令和の成年後見制度を探求する～
- 分科会1:監督機能から考える任意後見契約～安全性確保と制度普及のバランス-ドイツを参考に～
- 分科会2:香川における権利擁護支援ネットワーク構築に向けた動き
- 分科会3:専門職後見人と震災対応～どう備えるべきか・どう行動するべきか～
- 分科会4:後見業務における地域的特質と課題の探求～(四国ブロック)アンケートから浮かび上がるInsights～
- 報告:地域の権利擁護を支える市民後見人～地域共生社会の実現に向けた市民後見人の育成・活動支援～
- 25周年シンポジウムのお知らせ
- コラム:後見つれづれ草
- 取材:日本成年後見法学会 第21回学術大会～成年後見法の改正に向けて2024～

リーガルサポート 書籍紹介

●市民後見人養成講座[全3巻]

●第1巻[第3版] 成年後見制度の位置づけと権利擁護



市民後見人のあり方から成年後見制度のしくみ、成年後見実務で関連する民法その他の法律知識を、一般の方にも理解できるように平易に解説しています。

出版：民事法研究会 / 2020年7月 発行 / 価格：2,530円(税込)

●第2巻[第3版] 市民後見人の基礎知識



成年後見の実務に直結する法律・制度から成年後見対象者の基礎知識、対人援助のノウハウまで多岐に亘る内容で、全ての後見人にとって役立つ一冊です。

出版：民事法研究会 / 2020年7月 発行 / 価格：2,970円(税込)

●第3巻[第3版] 市民後見人の実務



就任から財産目録の作成、財産管理、身上監護、終了手続、「死後事務」の問題など実務での具体的な考え方や手法を詳細に解説しています。また、グループワークに利用できる検討課題も充実。

出版：民事法研究会 / 2020年7月 発行 / 価格：1,980円(税込)

●かんたん記入式 成年後見人のための管理手帳[第3版]



「記録しやすく、参照しやすい」「後見事務の注意点を確認できる」「簡潔に情報や書式が盛り込まれた」、まさに成年後見人のための【手帳】が評判になりました。親族後見人に適した内容です。既刊「はじめての成年後見」と合わせて是非ご利用ください。

出版：日本加除出版 / 2017年12月 発行 / 価格：1,100円(税込)

●成年後見教室 実務実践編 [3訂版]



初めて成年後見人として実務を行う人のための、理解しやすい、行き届いた実践的教本。成年後見人として判断に困っているそれぞれの状況に応じて、その該当するページを開けば、問題解決の糸口が早く見つかるように構成しました。初めての成年後見人が悩み迷う時、すぐに頼れる心強い「道しるべ」!

出版：日本加除出版 / 2013年2月 発行 / 価格：2,750円(税込)

●これで安心! これならわかる はじめての成年後見 [第2版] ~後見人の心得をお教えします~



はじめて「成年後見」に出会ったという方のために、そのしくみや実際に「後見人」に選ばれた方が出会うさまざまな疑問や心配ごとについて、「Q&A」で分かりやすく解説! ある家族の物語を通して、成年後見人がどのような活動をするのが、流れに沿って分かりま

出版：日本加除出版 / 2015年6月 発行 / 価格：1,100円(税込)

●ガイドブック 成年後見制度 [第3版]



ある家族に起こる事件を素材に、成年後見制度をやさしく解説! ●認知症になっても私の気持ちを尊重してもらえるの? ●いくらあれば任意後見制度がつかえるの? ●後見人としての基本的ノウハウを伝授! ●裁判所への申立や報告はどうすればいいの? ●後見人はどんな仕事をやるの? ●契約は後見人とするの? それとも本人? ●親族・市民後見人になるとする方はもちろん専門職後見人の方、さらに後見人と契約をしようとする方にも役立つ手引書です。

出版：法学書院 / 2017年10月 発行 / 価格：1,870円(税込)

●後見六法 [2024年版]



成年後見実務に携わる上で必要な法令を収録。あわせて未成年後見に関する法令も収録した、後見に関するハンディな六法です。■法令編 社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、障害者雇用促進法など、第二期成年後見制度利用促進基本計画、意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン、障害者総合支援法、精神保健福祉法や生活保護法などの改正も収録した最新版! ■資料編 実務で役立つ情報が満載!

出版：民事法研究会 / 2024年7月 発行 / 価格：4,400円(税込)

●これからの後見人の行動指針 よりよい後見事務の道しるべ



日本において最も多くの後見人を擁する当法人が、「後見人の行動指針策定委員会」を組成し、3年をかけて創り上げました。現在後見人に就任している方々、これから後見人になる方々として是非一読していただきたい1冊です。よりよい後見をするためのすばらしいヒントがちりばめられています。

出版：日本加除出版 / 2015年5月 発行 / 価格：1,650円(税込)

●成年後見監督人の手引き



近年、家庭裁判所から司法書士・弁護士等に対して成年後見監督人等への就任要請が増えています。そしてこの流れは、今後も続くことと思われま

出版：日本加除出版 / 2014年9月 発行 / 価格：2,750円(税込)

●[補訂版] 成年後見 手続ガイドブック



成年後見人等に就任してから終了までに利用する介護・福祉・医療のサービスとその費用に関する諸制度についての解説をはじめとして、就任時・終了時の諸手続き、年金や社会保障、財産の処分・管理、トラブルへの対応等についてまとめたものです。成年後見人等の生活全般に関連する事項を解説しているため、後見人等として行うであろう手続全体の把握に役立ちます。

出版：新日本法規出版 / 2019年12月 発行 / 価格：3,960円(税込)

●成年後見の実務 フローチャートとポイント



後見の相談を受けるところから、(法定後見等)申立書作成の受任・申立手続、成年後見人等に就任してから終了までの財産管理・身上保護の内容やポイントを解説しています。後見業務の流れをフローチャートで示すことにより、初めて後見業務に取り組み際の一助となるでしょう。さらに、保佐・補助、後見監督等の項目もあり、法定後見業務全般の解説書です。

出版：新日本法規出版 / 2020年8月 発行 / 価格：4,180円(税込)

●任意後見の実務 フローチャートとポイント



成年後見制度の全体像、そしてその中における任意後見制度についてあらためて再確認した上で、後見の相談を受けるところから始まり、契約の検討・契約の締結、任意後見発効前及び発効から終了までの流れをフローチャートで示しています。任意後見契約及びライフプラン、任意後見契約を補完する、継続的見守り契約・財産管理等委任契約・死後事務委任契約等の内容について解説し、さらに、任意後見監督人の事務についての項目もあります。任意後見のあるべき姿を考え、適切に利用していくための解説書です。

出版：新日本法規出版 / 2022年7月 発行 / 価格：4,290円(税込)

●実践成年後見 隔月誌(2月・4月・6月・8月・10月・12月発売)



いま、注目度ナンバーワン! リーガルサポート企画の、我が国初の成年後見専門誌です。

出版：民事法研究会 / 隔月誌(2月・4月・6月・8月・10月・12月発売) / 価格：1,870円(税込)~



報告

一般社団法人 日本高齢者虐待防止学会

第20回日本高齢者虐待防止学会 千葉大会

虐待防止の取り組みの成果と課題

~学会20周年をマイルストーンとして~

プログラム

◆大会長講演

養護者支援から見えてくるもの
大会長 山口 光治 (淑徳大学教授)

◆第20回大会企画 記念シンポジウム

虐待防止の取り組みの成果と課題:
虐待対応の連携をめざして

<シンポジスト>

児童虐待領域: 柏女 霊峰 氏 (淑徳大学教授)
障害者虐待領域: 小山 聡子 氏 (日本障害者虐待防止学会理事長, 日本女子大学教授)
高齢者虐待領域: 池田 直樹 氏 (日本高齢者虐待防止学会理事長)
<コーディネーター> 鈴木 敏彦 氏 (淑徳大学教授)

◆特別講演

介護人材不足と虐待

演者 結城 康博 氏 (淑徳大学教授)

◆パネルディスカッション1

認知症の人を支える地域での取り組み

一認知症の人への虐待をいかに防ぐかー

<パネラー>

齋藤 寿美子 氏 (初富保健病院看護部長・認知症看護認定看護師)
小滝 治美 氏 (初富保健病院リハビリテーション科科长・理学療法士)
平野 香 氏 (千葉県社会福祉士会, 多古町保健福祉課統括係長)
<コーディネーター> 岡本 あゆみ 氏 (淑徳大学准教授)

◆パネルディスカッション2

高齢者施設における身体拘束の廃止に向けて

<パネラー>

乙幡 美佐江 氏 (厚生労働省高齢者虐待防止対策専門官)
滝原 典子 氏 (群馬抑制廃止研究会会長, 老健アルボース看護介護師長)
湯川 智美 氏 (社会福祉法人六親会理事長)
<コーディネーター> 本多 勇 氏 (武蔵野大学教授)

◆パネルディスカッション3

養護者と家族を丸ごと支援する

一虐待予防の観点からー

<パネラー>

小野 由美子 氏 (松戸市地域包括ケア推進課課長補佐)
津止 正敏 氏 (男性介護者と支援者の全国ネットワーク事務局局長)
田熊 喜代巳 氏 (カウンセリングルームベア代表・臨床心理士)
<コーディネーター> 岸 恵美子 氏 (東邦大学教授)

※この他に一般演題発表、論文作成相談も実施

残暑厳しい令和6(2024)年9月14日(土)、淑徳大学にて表題の学会が開催されました。学会20周年の節目となる今大会は、高齢者の虐待にとどまらない包括的な支援のあり方を考える場となりました。

大会長の山口氏から、被虐待者の「その人らしい暮らしの実現」と養護者の「その人らしい暮らしの実現」のために、被虐待者の安全確保を第一として、養護者への対応・支援も不可欠との指摘がありました。その際の姿勢として重要なことは、「養護者の傍らに座り、寄り添いながら養護者を理解しようとする」こと、つまり養護者の人生を見ていくことです。また、山口氏らの研究から整理された「養護者理解のためのアセスメント補助シート」の説明がなされました。これは養護者の虐待要因をタイプ分けし、養護者の虐待の要因分析と対応の仕方を検討し易くするためのものです。そして、最後に児童・障がい・高齢などの被虐待者の対象別の研究を横断し、家族成員間の虐待や暴力の問題に対して、英知を結集していく必要があるとの力強い言葉で講演を締めくくりました。

記念シンポジウム

記念シンポジウムでは、児童虐待から柏女氏、障がい者虐待から小山氏、高齢者虐待から池田氏が、それぞれの現状と課題について報告を行い、後半では3つの虐待の領域間での連携についてディスカッションを行いました。虐待対応の連携を目指す理由として、1つの領域の虐待が独立して起こるのではなく、3つの領域にまたがる虐待が同時に起こることがあることが挙げられました。しかし、虐待に対する制度・

体制が3領域で異なるため、同時に起こる虐待に横断的な支援を行うことができません。この現状を打開するために、すべての虐待防止に向けた包括的な支援体制づくりをする必要があるとのことでした。



特別講演

特別講演では、結城氏が介護人材不足と虐待について報告を行い、介護職員による虐待に4つの問題を挙げました。1つめは人材不足です。人口減少社会にもかかわらず、法定基準を満たすために、介護職に適さない人も雇わざるを得ない施設もあるとのことでした。2つめは、介護事業経営者や中間管理職の資質の問題です。特に、中間管理職の資質次第では、人材不足の中でも人が集まり、虐待が生じないような労働環境を作ることができているそうです。3つめは、介護職員が、教育や知識不足により、高齢者を拘束することや部屋に閉じ込めることが虐待にあたりと認識していないことが考えられるそうです。4つめは、家族の問題で、介護施設に面会に来る頻度が少ないと、介護施設側の緊張感が希薄化する可能性があるとのことでした。

結城氏は高齢者自身も意識を高めることが大事だとし、間違わない介護施設選びの6か条や介活6か条の提言を示されていました。

パネルディスカッション 1

パネルディスカッション1では、齋藤氏が本人や家族の視点に立って最善の支援をするために、多職種と情報を共有し、日々のカンファレンスを通して、より良いケアを考える具体的な方策を提言されました。小滝氏は、自身が勤務する病院での認知症カフェの

取組を紹介し、相談例から抽出した共通項を発表のうえ、病状や体調・介護困難の情報共有が必要と指摘されました。平野氏からは、地域住民も専門職も行政もみんなで総力戦で関わり、地域のヒト・モノ・コトをつなぎなおして課題を解決する多古町の取組が紹介されました。

パネルディスカッション 2

パネルディスカッション2では、高齢者施設における身体拘束について、乙幡氏は、身体拘束ゼロに向けた国や都道府県等の活動、手引きの内容や改訂について報告をしました。湯川氏は、法人の取組事例を紹介しました。施設で働く職員が定着しないと、提供する福祉サービスの品質管理体制が取れません。業務プロセスの改善や生産性を向上することで、職員の負担軽減や時間を創出し、利用者のケアに注力できる環境を作ることが大事だとのことでした。滝原氏は、自身が活動されている群馬県の事例を紹介しながら、身体拘束の廃止は最終目標ではなくあくまでより良いケアの実現を目指すための出発点であり、利用者の気持ちに沿ったアセスメントやケアの質を高める組織体制が重要であると述べました。

パネルディスカッション 3

パネルディスカッション3では、小野氏から虐待者-被虐待者という構図を離れ、世帯全体の課題を洗い出す必要性が指摘されました。津止氏は、人は誰もがすべてその生涯において一定期間は依存の状態にあり、依存を人間の基本的な条件とみなすことは、依存者をケアする活動をも、人間の基本的条件とみなすことを意味するので、介護のある暮らしを社会の標準にする重要性を指摘しました。田熊氏は、養護者を理解することの必要性と意味を説明し、家族療法的・心理臨牀的アプローチから分析的な説明がなされました。

虐待といっても、どの方向から考え分析するかにより、様々な気づきが得られます。今日得た知見を参考に勉強しつつ、来年の学会を楽しみに待ちたいと思います。(さ、み)

シンポジウム開催のお知らせ

令和6年度権利擁護支援シンポジウム



チームによる権利擁護支援を考える

～権利擁護支援チームの役割と今後の方向性・課題～



令和7年4月1日～6月30日
オンデマンド配信

令和7(2025)年3月7日に開催される下記シンポジウムについて、令和7年4月1日(火)から6月30日(月)まで、当法人HPにてオンデマンドによる動画配信を行います。

令和4(2022)年3月25日に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画では、地域連携ネットワークのしくみの一つとして「権利擁護支援チーム」を位置づけ、「権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び嗜好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うしくみである。」と定義し、「既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じ、法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにする。」としています。

このように、本人の権利擁護を図るため、後見人だけではなく、地域における権利擁護支援チームによる支援を受けられる体制の構築が進められています。

本シンポジウムでは、基調講演において、地域における権利擁護支援チームの形成支援・自立支援に関する現状の取組について確認するとともに、パネルディスカッションにおいて、権利擁護支援チームの役割と今後の方向性・課題について議論します。

是非多くのご視聴をお待ちしています。



プログラム

… 基調講演 …

- 1 「中核機関に期待される『権利擁護支援チームの形成支援・自立支援』機能と専門職との連携」
稲吉 江美 氏 (厚生労働省社会・援護局地域福祉課 成年後見制度利用促進室 成年後見制度利用促進専門官)
- 2 「中核機関による受任者調整と適切な後見人等の選任・交代 - 権利擁護支援チームの形成支援の視点から -」
遠藤 圭一郎 氏 (最高裁判所事務総局家庭局 第二課長)
- 3 「上尾市社協における『権利擁護支援チームの形成支援・自立支援』の実践」
丸山 広子 氏 (社会福祉法人上尾市社会福祉協議会上尾市成年後見センター 専門相談員)
- 4 「権利擁護支援チームにおける後見人の役割」
中野 篤子 氏 (公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 常任理事)

… パネルディスカッション …

チームによる権利擁護支援を考える ～権利擁護支援チームの役割と今後の方向性・課題～

パネリスト

- 丸山 広子 氏
秋野 美紀子 氏 (社会福祉法人新城市社会福祉協議会相談支援課長 兼 新城市権利擁護支援センター長)
安樂 美和 氏 (公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 利用促進法対応委員会委員)

アドバイザー

- 安藤 亨 氏 (豊田市福祉部よりそい支援課地域共生・社会参加担当)

コーディネーター

- 西川 浩之 氏 (公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 副理事長)

主催：公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート お問合せ：03-3359-0541 [受付時間] 平日：午前9時～午後5時
詳細は、当法人HP <https://legal-support.or.jp/general/> をご覧ください。





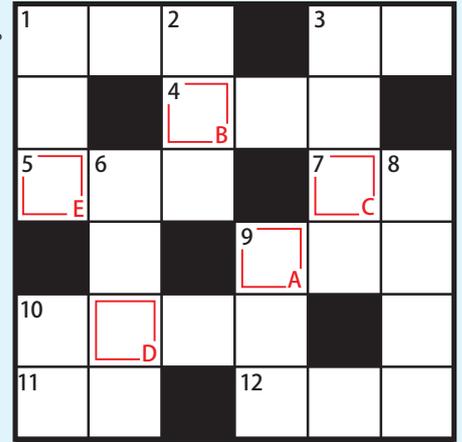
タテのカギ

- 1 病を持った人だけでなく、〇〇〇する側も人としての尊厳が守られる必要があります。(ヒント10頁)
- 2 漢字で「鯨」と書く、海の生き物。(ヒント10頁)
- 3 お肉や野菜をスープやソースで煮込んだ料理。ビーフ〇〇〇〇、ホワイト〇〇〇〇。
- 6 スマートフォンは、〇〇〇〇イオン電池が使用されています。
- 8 世界ではカスピ海、日本では琵琶湖が最大です。
- 9 司法関係者などが〇〇〇〇症の理解を深める教育が必要です。(ヒント9頁)
- 10 周りの人に聞こえないように、〇〇を潜める。

ヨコのカギ

- 1 学会では「養護者と〇〇〇を丸ごと支援する」をテーマにパネルディスカッションが行われました。(ヒント33頁)
- 3 犯人ではない人は何色?(ヒント33頁)
- 4 コツコツ着実に、〇〇〇な努力が身になります。
- 5 現存する最大の霊長類は?
- 7 矢を飛ばすために一緒に使う道具。
- 9 社会福祉の観点から考えると、膨大な〇〇〇への対応が迫られています。(ヒント4頁)
- 10 はじめて「成年〇〇〇〇」に出会ったという方のための書籍もあります。(ヒント32頁)
- 11 アルファベット順で、「N」の前です。
- 12 うに、このわた、からすみ は日本三大〇〇〇です。

※答えは35ページ



※クロスワードパズルでは大文字と小文字を区別しません。全て大文字で記載ください。

編集後記

今回のリーガルサポートプレスは25周年記念特集号です。四半世紀という時の経過に歴史の重みを感じます。25年前と言えば、私が高校を卒業した頃で、私は使っていなかったのですが、ポケベル・PHSが流行していました。当時は、将来スマートフォンを使っているとは想像もしていなかったのですが、25年先の成年後見制度はもしかしたらガラッと変貌を遂げているかもしれませんね。くしくも、リーガルサポートはこれから未成年後見事業に取り組みます。後見制度のみならず、私達リーガルサポートも、必然的に

さらなる進化を遂げざるを得ないでしょう。

また、金融機関等での手続きも、昔と比べるとだいぶスムーズになり、後見制度を利用することへの抵抗感も和らいだ印象を受けます。まだまだ過渡期ではありますが、身近な制度として社会に定着しつつあるのではないのでしょうか。今まで苦勞なされた諸先輩方への感謝の気持ちでいっぱいです。

現場に携わる私達一人一人の司法書士も、リーガルサポートも、変えるべきものは変え、守るべき大切な価値観は変えずに、さらなる飛躍と高みを目指し、社会をリードする存在へ...そう願ってやみません。(み)

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート支部一覧

● 本部(東京) 03-3359-0541 HP

HP マークのある支部にはホームページがあります

- 北海道ブロック
- 札幌支部 011-280-7078 HP
- 函館支部 0138-27-2345
- 釧路支部 0154-41-8332
- 旭川支部

中国ブロック

- 広島県支部 082-511-0230
- 山口支部 083-924-5220 HP
- 岡山県支部 086-226-0470 HP
- 鳥取支部 0857-24-7013 HP
- しまね支部 0854-22-1026

九州ブロック

- 福岡支部 092-738-1666 HP
- 佐賀支部 0952-29-0626
- 長崎支部 095-823-4710
- 大分支部 097-532-7579
- 熊本支部 096-364-2889 HP
- 鹿児島支部 099-248-8860 HP
- 宮崎県支部 0985-28-8599
- 沖縄支部 098-867-3526

四国ブロック

- 香川県支部 087-821-5701 HP
- 徳島支部 088-622-1865 HP
- 高知支部 088-825-3141
- えひめ支部 089-941-8065

近畿ブロック

- 大阪支部 06-4790-5643 HP
- 京都支部 075-255-2578 HP
- 兵庫支部 078-341-8686 HP
- 奈良支部 0742-22-6707 HP
- 滋賀支部 077-525-1093
- 和歌山支部 073-422-0568

中部ブロック

- 愛知支部 052-683-6696 HP
- 三重支部 059-213-4666
- 岐阜県支部 058-259-7118
- 福井県支部 0776-36-0016
- 石川県支部 076-291-7070
- 富山県支部 076-431-9332

東北ブロック

- 宮城支部 022-263-6786
- ふくしま支部 024-533-7234
- 山形支部 023-623-3322
- 岩手支部 019-653-6101
- 秋田支部 018-824-0055
- 青森支部 017-775-1205

関東ブロック

- 東京支部 03-3353-8191 HP
- 神奈川県支部 045-640-4345 HP
- 埼玉支部 048-845-8551 HP
- 千葉県支部 043-301-7831 HP
- 茨城支部 029-302-3166 HP
- とちぎ支部 028-632-9420 HP
- 群馬支部 027-224-7771 HP
- 静岡支部 054-289-3999
- 山梨支部 055-254-8030 HP
- ながの支部 026-232-7492 HP
- 新潟県支部 025-244-5141



編集・発行

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号 司法書士会館
TEL 03-3359-0541 https://www.legal-support.or.jp

リーガルサポート

検索

